

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成 2 8 年 9 月 1 5 日

地 域 振 興 部

陳情（新規）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況																								
28年—16 (28.7.11)	地域振興	参議院議員選挙における鳥取県及び島根県選挙区の合区解消を求める意見書の提出について まちづくりグループ「未来をぼくらの手で」	○現状 - 参議院選挙制度改革について - 参議院選挙区選出議員選挙について選挙区間における一票の較差を是正するため、平成27年7月に公職選挙法が改正され、選挙区間の定数の是正が行われるとともに、二の都道府県の区域を区域とする選挙区（合区）が設けられた。 合区：鳥取県及び島根県 徳島県及び高知県 - 合区解消に向けた動きについて - 全国知事会の総合戦略・政権評価特別委員会内に「憲法と地方自治研究会」が設置（H27/10/27）され、平成28年3月に合区の問題点や解消する方策について中間報告が取りまとめられた。（最終報告は平成28年10月に取りまとめられる予定） - 参議院選挙後に開催された全国知事会議（7/28～29：福岡市）では、参議院選挙における合区の解消に関する決議が採択された。 - 中国・四国の9県知事や経済界の代表が集う「中四国サミット」（9/1：愛媛県内子町）においても、参議院選挙における合区の解消について決議が採択された。 - 県内の首長、議長の連名による合区の見直しに関する要望書を県選出国会議員に提出（7/26）するとともに、衆・参両議長にも提出（8/2）した。 ○県の取組状況 投票率の低下や選挙区において自県を代表する議員が出せないことなど、合区を起因とした弊害が顕在化しており、様々な機会を通じて「合区」の早期解消を働きかけていく。 【参考】第24回参議院議員通常選挙（選挙区）の投票率（合区対象県抜粋） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>今回（H28.7.10）A</th><th>前回（H25.7.21）B</th><th>増減（A-B）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国</td><td>54.70</td><td>52.61</td><td>2.09</td></tr> <tr> <td>鳥取県</td><td>56.28（全国20位）</td><td>58.88（全国3位）</td><td>▲2.60</td></tr> <tr> <td>島根県</td><td>62.20（ 3位）</td><td>60.89（ 1位）</td><td>1.31</td></tr> <tr> <td>徳島県</td><td>46.98（ 46位）</td><td>49.29（ 44位）</td><td>▲2.31</td></tr> <tr> <td>高知県</td><td>45.52（ 47位）</td><td>49.89（ 38位）</td><td>▲4.37</td></tr> </tbody> </table>		今回（H28.7.10）A	前回（H25.7.21）B	増減（A-B）	全 国	54.70	52.61	2.09	鳥取県	56.28（全国20位）	58.88（全国3位）	▲2.60	島根県	62.20（ 3位）	60.89（ 1位）	1.31	徳島県	46.98（ 46位）	49.29（ 44位）	▲2.31	高知県	45.52（ 47位）	49.89（ 38位）	▲4.37
	今回（H28.7.10）A	前回（H25.7.21）B	増減（A-B）																								
全 国	54.70	52.61	2.09																								
鳥取県	56.28（全国20位）	58.88（全国3位）	▲2.60																								
島根県	62.20（ 3位）	60.89（ 1位）	1.31																								
徳島県	46.98（ 46位）	49.29（ 44位）	▲2.31																								
高知県	45.52（ 47位）	49.89（ 38位）	▲4.37																								

陳情（新規）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況																												
28年—18 (28. 8. 8)	地域振興	私学助成に関する意見書の提出について 一般社団法人鳥取県私立学校協会 一般社団法人鳥取県私立学校協会	国は、經常費、施設整備、就学支援金等の私学助成を行っている。 本県は、これらの事業ににおいて、国の助成基準を上回って助成を行っている。 また、従来より国に対して私学助成の拡充等の要望を行ってきており、本年度は去る7月26日に国に要望したところである。 1 国庫補助制度の概要 (1) 經常費助成について 県が私立高校等に対して經常費助成を行い、国は県に対してその一部を補助している。国の補助額は、県が行っている補助の生徒1人当たりの補助額に応じて算出される。 国庫補助の算出方法 県補助の生徒1人当たり額×圧縮率×生徒数 ※生徒1人当たり額は上限あり(27年度460,700円) ※圧縮率は全国状況と国予算額を元に設定(27年度0.1476835) ※生徒数は本県私学の5月1日時点のもの (参考) 私立高等学校等經常費助成費補助金の推移 (単位：百万円) <table><tr><th>区 分</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度 (概算要求額)</th></tr><tr><td>国予算額</td><td>100,538</td><td>102,214</td><td>104,040</td><td>102,050</td><td>102,350</td><td>105,880</td></tr><tr><td>前年比増減額 (率)</td><td>308 (0.3%)</td><td>1,676 (1.7%)</td><td>1,826 (1.8%)</td><td>△1,990 (△1.9%)</td><td>300 (0.3%)</td><td>3,530 (3.4%)</td></tr><tr><td>県予算額 (内国庫財源)</td><td>1,580 (169)</td><td>1,593 (171)</td><td>1,604 (175)</td><td>1,556 (201)</td><td>1,612 (249)</td><td>— —</td></tr></table>	区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (概算要求額)	国予算額	100,538	102,214	104,040	102,050	102,350	105,880	前年比増減額 (率)	308 (0.3%)	1,676 (1.7%)	1,826 (1.8%)	△1,990 (△1.9%)	300 (0.3%)	3,530 (3.4%)	県予算額 (内国庫財源)	1,580 (169)	1,593 (171)	1,604 (175)	1,556 (201)	1,612 (249)	— —
区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (概算要求額)																									
国予算額	100,538	102,214	104,040	102,050	102,350	105,880																									
前年比増減額 (率)	308 (0.3%)	1,676 (1.7%)	1,826 (1.8%)	△1,990 (△1.9%)	300 (0.3%)	3,530 (3.4%)																									
県予算額 (内国庫財源)	1,580 (169)	1,593 (171)	1,604 (175)	1,556 (201)	1,612 (249)	— —																									

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況																																									
			(2) 施設整備について 国は、平成26年度から28年度末まで、学校法人等が行う校舎等の耐震改修（IS値0.7未満）及び改築（IS値0.3未満）の経費に対して補助している。 県は、校舎等の耐震化を推進するために、これに加えて平成30年度末まで通常の補助率からの引き上げを行っている。また、大規模修繕の経費も県単独で補助している。 (参考) 国の予算額〔私立学校施設整備費補助金〕 耐震化分 H29概算要求22,500百万円 (H28予算 4,500百万円、H28第2次補正予算30,100百万円) H26～30年度の補助率 <table><tr><th>区分</th><th>国補助率</th><th>県補助率</th><th>学校負担</th></tr><tr><td>耐震改修</td><td>1/3 (IS値0.3以上0.7未満)</td><td>1/3</td><td>1/3</td></tr><tr><td>改築</td><td>1/2 (IS値0.3未満)</td><td>1/6</td><td>1/3</td></tr><tr><td></td><td>無</td><td>2/3</td><td>1/3</td></tr><tr><td></td><td>1/3 (IS値0.3未満と補強困難な建物)</td><td>1/3</td><td>1/3</td></tr><tr><td>大規模修繕</td><td>—</td><td>1/3</td><td>2/3</td></tr></table> 鳥取県内学校の耐震化率 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">公立小中学校 (H27.4.1現在)</th><th rowspan="2">県立高等学校 (H27.4.1現在)</th><th colspan="2">私立学校 (H27.4.1現在)</th></tr><tr><th>高等学校</th><th>幼稚園</th></tr><tr><td>鳥取県</td><td>91.7% (671棟/732棟)</td><td>94.4% (203棟/215棟)</td><td>71.7% (43棟/60棟)</td><td>76.7% (33棟/43棟)</td></tr><tr><td>全 国</td><td>95.6%</td><td>93.7%</td><td>81.1%</td><td>83.8%</td></tr></table>	区分	国補助率	県補助率	学校負担	耐震改修	1/3 (IS値0.3以上0.7未満)	1/3	1/3	改築	1/2 (IS値0.3未満)	1/6	1/3		無	2/3	1/3		1/3 (IS値0.3未満と補強困難な建物)	1/3	1/3	大規模修繕	—	1/3	2/3	区 分	公立小中学校 (H27.4.1現在)	県立高等学校 (H27.4.1現在)	私立学校 (H27.4.1現在)		高等学校	幼稚園	鳥取県	91.7% (671棟/732棟)	94.4% (203棟/215棟)	71.7% (43棟/60棟)	76.7% (33棟/43棟)	全 国	95.6%	93.7%	81.1%	83.8%
区分	国補助率	県補助率	学校負担																																									
耐震改修	1/3 (IS値0.3以上0.7未満)	1/3	1/3																																									
改築	1/2 (IS値0.3未満)	1/6	1/3																																									
	無	2/3	1/3																																									
	1/3 (IS値0.3未満と補強困難な建物)	1/3	1/3																																									
大規模修繕	—	1/3	2/3																																									
区 分	公立小中学校 (H27.4.1現在)	県立高等学校 (H27.4.1現在)	私立学校 (H27.4.1現在)																																									
			高等学校	幼稚園																																								
鳥取県	91.7% (671棟/732棟)	94.4% (203棟/215棟)	71.7% (43棟/60棟)	76.7% (33棟/43棟)																																								
全 国	95.6%	93.7%	81.1%	83.8%																																								

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況												
			(3) 高等学校等就学支援金について(国10/10) 国は、私立高校に通う生徒に対して、低所得者世帯への支援の充実や公私間格差の是正等を図るため、所得に応じて授業料の補助をしている。 就学支援金の補助額(国制度) <table><tr><th>区分</th><th>現行制度</th></tr><tr><td>年収約910万円以上</td><td>—</td></tr><tr><td>年収約590万円～910万円</td><td>118,800円/年</td></tr><tr><td>年収約350万円～590万円</td><td>178,200円/年(1.5倍)</td></tr><tr><td>年収約250万円～350万円</td><td>237,600円/年(2倍)</td></tr><tr><td>年収約250万円未満</td><td>297,000円/年(2.5倍)</td></tr></table> ※本県では私立中学校に通う生徒に対しても就学支援金を支給。 2 県の取組状況 ～国への要望状況について～ 学校施設の耐震化の促進及び防災機能の向上について、近年継続して国に要望を実施。 私立中学校就学支援金の創設についても、平成22年度から国に要望しているところ。 【成果】・平成26年度から耐震改築が国庫補助対象化。 ・国の平成28年度2次補正予算において、私立学校校舎等の耐震改築に対し300億円余り計上。 ・平成29年度文部科学省概算要求において、私立中学校等に通う児童生徒への授業料負担の軽減措置について盛り込まれた。 (新規)：12.8億円	区分	現行制度	年収約910万円以上	—	年収約590万円～910万円	118,800円/年	年収約350万円～590万円	178,200円/年(1.5倍)	年収約250万円～350万円	237,600円/年(2倍)	年収約250万円未満	297,000円/年(2.5倍)
区分	現行制度														
年収約910万円以上	—														
年収約590万円～910万円	118,800円/年														
年収約350万円～590万円	178,200円/年(1.5倍)														
年収約250万円～350万円	237,600円/年(2倍)														
年収約250万円未満	297,000円/年(2.5倍)														

陳情(新規)

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況																										
28年—25 (28.9.13)	地域振興	南スーダンに派遣されている自衛隊に「駆けつけ警護」と「宿営地共同防護」の任務を求付与しないよう求める意見書について 憲法改悪反対鳥取県共同センター	1 法改正の状況 第189回国会において、平成27年9月に安全保障関連法が成立し、国際平和維持活動に対する協力に関する法律の一部が改正（以下「改正PKO法」という。）された。 改正PKO法では、次のような場合には、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度で、拳銃及び小銃の使用ができることとなった。 ① 自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合（改正PKO法第25条第3項、宿営地の共同防護） ② 活動関係者（NPO等に従事する者）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体を保護を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合（改正PKO法第26条第2項、駆けつけ警護） 2 派遣への準備状況 8月24日の防衛大臣記者会見によると、「南スーダンPKOの実施計画が延長された場合に備えて、次に派遣される第11次要員は、東北方面隊隷下の第9師団を基幹として、派遣の準備を進めることとし、8月25日から、派遣準備訓練を開始。この訓練は、平和安全法制による新たな任務に関する内容（「駆けつけ警護」「宿営地の共同防護」）も含むこととなる。」であった。 3 県の取組状況 外交・防衛に関する事項は国の専権事項であり、県としては、国の動向を注視している。 ※参考 【安全保障法制の概要】 <table><tr><th>新</th><th>設</th></tr><tr><td>国際平和支援法</td><td>海外で自衛隊が他国軍を後方支援する（武力攻撃は×）</td></tr><tr><td colspan="2">平和安全法制整備法（一部改正を束ねたもの）</td></tr><tr><td>自衛隊法</td><td>在外邦人救出や米艦防護を可能にする。武器使用基準を緩和。上官に反抗した場合の処罰規定を追加。</td></tr><tr><td>PKO協力法</td><td>PKO以外にも自衛隊による海外での復興支援活動を可能にする。治安維持や駆けつけ警護など任務を拡大し、武器使用基準も緩和。</td></tr><tr><td>重要影響事態安全確保法 (周辺事態安全確保法を改正)</td><td>周辺事態を「重要影響事態」と変更。日本のために活動する米軍や他国軍へ、弾薬提供や兵士輸送などの後方支援ができるようになる。地球規模での活動が可能。</td></tr><tr><td>船舶検査活動法</td><td>日本周辺以外での船舶検査が可能になる。</td></tr><tr><td>武力攻撃事態対処法</td><td>集団的自衛権の行使を明記。</td></tr><tr><td>米軍等行動関連措置法 (米軍行動関連措置法を改正)</td><td>支援対象を米軍以外にも拡大。</td></tr><tr><td>特定公共施設利用法</td><td>米軍以外でも港湾・飛行場などの利用が可能になる。</td></tr><tr><td>海上輸送規制法</td><td>外国の武器などの海上輸送を実施可能にする。</td></tr><tr><td>捕虜取扱い法</td><td>捕虜等の取扱いについて存立危機事態での対応を追加。</td></tr><tr><td>国家安全保障会議設置法</td><td>存立危機事態や重要影響事態の認定など審議事項を追加。</td></tr></table> ○施行日：平成28年3月29日 注)内閣府資料をもとに作成	新	設	国際平和支援法	海外で自衛隊が他国軍を後方支援する（武力攻撃は×）	平和安全法制整備法（一部改正を束ねたもの）		自衛隊法	在外邦人救出や米艦防護を可能にする。武器使用基準を緩和。上官に反抗した場合の処罰規定を追加。	PKO協力法	PKO以外にも自衛隊による海外での復興支援活動を可能にする。治安維持や駆けつけ警護など任務を拡大し、武器使用基準も緩和。	重要影響事態安全確保法 (周辺事態安全確保法を改正)	周辺事態を「重要影響事態」と変更。日本のために活動する米軍や他国軍へ、弾薬提供や兵士輸送などの後方支援ができるようになる。地球規模での活動が可能。	船舶検査活動法	日本周辺以外での船舶検査が可能になる。	武力攻撃事態対処法	集団的自衛権の行使を明記。	米軍等行動関連措置法 (米軍行動関連措置法を改正)	支援対象を米軍以外にも拡大。	特定公共施設利用法	米軍以外でも港湾・飛行場などの利用が可能になる。	海上輸送規制法	外国の武器などの海上輸送を実施可能にする。	捕虜取扱い法	捕虜等の取扱いについて存立危機事態での対応を追加。	国家安全保障会議設置法	存立危機事態や重要影響事態の認定など審議事項を追加。
新	設																												
国際平和支援法	海外で自衛隊が他国軍を後方支援する（武力攻撃は×）																												
平和安全法制整備法（一部改正を束ねたもの）																													
自衛隊法	在外邦人救出や米艦防護を可能にする。武器使用基準を緩和。上官に反抗した場合の処罰規定を追加。																												
PKO協力法	PKO以外にも自衛隊による海外での復興支援活動を可能にする。治安維持や駆けつけ警護など任務を拡大し、武器使用基準も緩和。																												
重要影響事態安全確保法 (周辺事態安全確保法を改正)	周辺事態を「重要影響事態」と変更。日本のために活動する米軍や他国軍へ、弾薬提供や兵士輸送などの後方支援ができるようになる。地球規模での活動が可能。																												
船舶検査活動法	日本周辺以外での船舶検査が可能になる。																												
武力攻撃事態対処法	集団的自衛権の行使を明記。																												
米軍等行動関連措置法 (米軍行動関連措置法を改正)	支援対象を米軍以外にも拡大。																												
特定公共施設利用法	米軍以外でも港湾・飛行場などの利用が可能になる。																												
海上輸送規制法	外国の武器などの海上輸送を実施可能にする。																												
捕虜取扱い法	捕虜等の取扱いについて存立危機事態での対応を追加。																												
国家安全保障会議設置法	存立危機事態や重要影響事態の認定など審議事項を追加。																												